

平成17年度地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム審査要項

本事業の趣旨

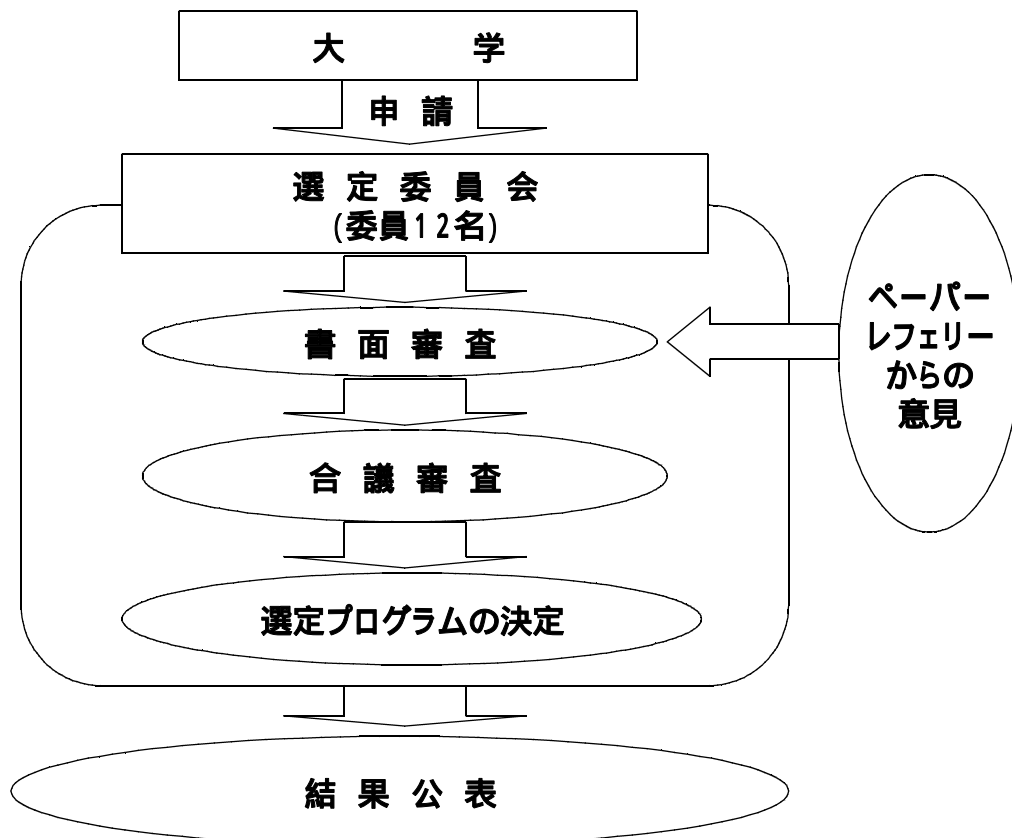
本事業は、地域医療等社会的ニーズに対応したテーマ設定を行い、大学病院を置く国公立大学から申請された教育プログラムの中から、特色ある優れたものを選定し、財政支援を行うことにより、大学病院の教育の活性化を促進するとともに、地域医療への貢献等に資することを目的とするものである。

本事業の審査は、この審査要項により行うものとする。

審査方法

「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム選定委員会」(以下「選定委員会」という。)は、公募要領、申請書、審査要項、審査基準等を定める。選定委員会は、審査の客観性を担保するために、書面審査を行いペーパーレフェリーの意見も参考に合議により選定する教育プログラムを決定する。

審査手順



本事業における教育プログラムの選定に当たっては、次の点に留意する。

1 共通事項

【教育プログラムの内容及び特色】

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

教育プログラムの目的・目標が、具体的かつ明確に設定されるとともに、実現性の高い妥当なものとなっているか。

独創性又は新規性において優れた内容となっており、他の大学の参考となるか。

優れた教育効果を上げるための創意工夫が認められるか。

【教育プログラムの実施体制及び実施計画】

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

目標達成に向けて、適切な計画が策定されているか。

大学病院を挙げての教育プログラムであり、かつ、大学や大学病院からの十分な支援体制があるか。

目標達成に必要な教員組織、教育課程、施設・設備等が整備又は整備の計画がなされており、教育プログラムを円滑に推進できる実施体制となっているか。

共同教育プログラムを行う場合、共同する大学等との間で緊密な連携が図られる体制となっているか。

【教育プログラムの有効性】

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

教育プログラムの成果が、大学病院における教育の質的向上の実現への効果として認められるものになっているか。成果による他の大学病院への波及効果が認められるものになっているか。

十分な教育効果をあげるための学生等に対する適切な指導方法が検討されているか。

教育プログラムが発展する可能性を持ち、更なる効果を期待できるものとなっているか。

【4 教育プログラムの評価体制】

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

組織として教育プログラムに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画がなされているか。

評価結果を教育活動の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備又は計画がなされているか。

2 テーマ個別事項

【へき地を含む地域医療を担う医療人養成】

以下の事項において、総合的に優れたものであること。

自治体や地域の医療機関等と連携を図るなど地域医療現場での教育活動が展開される教育プログラムとなっているか。また、当該機関との効果的な連携体制が構築されているか。

養成した人材の地域への定着など地域医療への貢献につながるような教育プログラムとなっているか。また、その根拠は合理的なものとなっているか。

【全人的医療を実現できる医師・歯科医師の養成】

以下の事項において、優れたものであること。

教育プログラムにおいて、全人的医療を実現できる能力が培われたことを、適切に評価するシステムが構築されているか。

V その他

1 開示・不開示

(1) 選定委員会の審議内容等の取扱いについて

選定委員会の会議及び会議資料は、原則、公開することとする。ただし、次に掲げる場合であって選定委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りではない。

- ・教育プログラムの選定に関する審査・評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- ・その他委員長が公開することが適切でないと判断した場合

選定委員会の議事要旨は、原則、公開することとする。ただし、審査・評価に関する調査審議の場合は、非公開とする。

選定された教育プログラムは、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 委員等氏名について

選定委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。

専門委員を置いた場合は、その氏名は、選定後公表することとする。

ペーパーレフェリーの氏名は、非公表とする。

2 利害関係者の排除

申請に直接関係する委員は、審査を行わないものとする。書面審査の場合は、当該委員を除く委員で審査を行うこととし、合議審査の場合は、当該申請の審査には参加しないこととする。

(利害関係者とみなされる場合の例)

- ・委員が現在所属し、又は、過去3年以内に所属していた大学等に関する申請
- ・その他委員が中立、公正に審査を行うことが困難であると判断される申請